

欧州の再生可能エネルギー支援政策の追加費用とその転嫁規定

背 景

2008年6月の「福田ビジョン」を契機として、政府審議会等において太陽光発電を支援するための政策や導入費用の負担のあり方に関する議論が活発化してきた。欧州でも様々な再生可能エネルギー支援政策が実施されており、それらの詳細を把握することは、我が国の政策や費用負担に関する検討のための背景情報として有益である。

目 的

Feed-in Tariff(FIT)制度により太陽光発電設備容量が世界第一位となったドイツ、日本と同様に Renewables Portfolio Standards(RPS)制度を実施している英国およびスウェーデンに着目し、それらの制度の動向、特に制度により生じる追加費用とその転嫁規定を把握する。

主な成果

各国の制度の概要、追加費用、および、その転嫁規定は表に示したとおりである。以下に、転嫁規定の特徴をまとめる。

(1) 転嫁規定の概要

(a)ドイツのFITでは、配電事業者に対し、FIT対象設備からの電力(FIT電力)の購入義務が課されており、配電事業者から送電系統運用者、系統運用者から供給事業者に至る購入費用の転嫁規定がある。供給事業者から一般世帯等の消費者への転嫁規定はないが、追加費用を消費者に明示する際には、一般電力とFIT電力の購入単価の差異を用いることと定められている。

(b)英国のRPSでは、供給事業者に対し、再生可能エネルギー電源による発電量を示す証書の調達義務が課されており、消費者への転嫁規定はない。スウェーデンの現行のRPSでも転嫁規定はないが、2006年までは消費者が義務付けの対象であり、供給事業者は義務を履行しない消費者の代替業務を行っていたため、消費者に代替履行費を転嫁する権利を有する旨の規定があった。転嫁した費用の消費者への明示義務もあったが、費用の内訳に関する規定はなかった。

(2) 事業者間の負担調整規定

ドイツでは、送電系統運用者間で、供給量当たりのFIT電力購入費用が同等となるように調整される。英国やスウェーデンでは、全国大での証書の取引行為により供給事業者間の負担が調整される。なお、英国では供給事業者を義務付け対象とした小規模設備向けのFITが検討されており、規制当局による調整が提案されている。

(3) 費用負担の軽減措置規定

ドイツでは、電力集約型企業の国際競争力を阻害しないように、供給事業者から対象企業への転嫁額を制限する措置がある。また、鉄道事業者にも同様の措置がある。スウェーデンでも、電力集約型企業は、製造過程の電力消費量が義務対象消費量から除外される。

表 各国の再生可能エネルギー支援制度による転嫁規定および追加費用(2007年)

国家	ドイツ	英国	スウェーデン
支援制度	FIT	RPS(小規模設備向けFIT検討中)	RPS
義務付け対象およびその内容	配電事業者：FIT対象設備からの電力の購入義務 送電系統運用者：配電事業者からのFIT電力の購入および系統運用者間の負担調整義務 供給事業者：送電系統運用者からのFIT電力の購入義務	供給事業者：供給量の一定比率に相当する証書(再生可能エネルギー電源による発電量を示すもの)を提出、あるいは、Buy-out価格を支払う義務。検討中の小規模設備向けFITでも、供給事業者が設備への支払い義務対象者の候補。	供給事業者、電力集約型企業、自家発電(50kW未満)・輸入・北欧電力市場からの購入による電力消費者：供給・消費量の一定比率に相当する証書を保有し、保有しない場合は不足に応じた罰金を支払う義務。2006年までは消費者が義務付け対象であり、供給事業者は義務を履行しない消費者の代わりに証書を保有。
制度により生じる費用の転嫁規定	系統運用者が配電事業者に支払う際に、分散電源としてのFIT設備の活用により回避された系統使用料金分を除外。世帯等の電力消費者への転嫁規定はないが、供給事業者が転嫁額を明示する権利は規定あり。明示の際には、一般の電力とFIT電力の購入単価(回避された系統使用料金控除後)の差異を利用。	転嫁規定なし	2007年以降は転嫁規定なし。2006年までは、供給事業者が義務履行費を消費者に転嫁できる規定あり。ただし、消費者に転嫁額を明示する必要あり。義務履行費の内訳は規定なし。
事業者間の費用負担額の調整	送電系統運用者間で、供給量当たりのFIT電力購入費用(回避された系統使用料金控除後)が同等となるように調整。	証書の取引が可能であり、その取引行為により供給事業者間の差異を調整。制度は地域毎に別々に設計されているが、証書の互換性あり。小規模設備向けFITでは、規制当局による供給事業者間の差異の調整を検討中。	全国大での証書の取引が可能であり、その取引行為により供給事業者間の負担を調整。
電力集約型企業等に対する費用負担の軽減措置	年間電力消費量が1000万kWhで付加価値に対する電気料金が15%以上の企業、および鉄道会社が対象。消費量1億kWh以上で料金比率20%以上の企業は全消費量、その他は消費量の90%が軽減対象。対象消費量への転嫁額は0.051-0セント/kWhに制限。	負担軽減措置という観点ではないが、送電系統に直接接続し、制度開始以前の固定料金での長期契約がある電力集約型企業(電気料金が売上高の20%超)への供給量は、2010年3月まで義務対象供給量から除外。	売上高に対する製造過程の電力消費量が0.04kWh/kWh以上の企業が対象。売上高に対する消費量に応じて義務が免除される電力比率が50~100%に変化。2009年以降は、付加価値を用いた定義等に変更。
導入量/義務量	67/- (十億kWh)	16/25 (十億kWh)	13/14 (十億kWh)
導入比率/義務比率	14/- (%)	5.1/7.9 (%)	14/15 (%)
年間追加費用(各国値) (円換算) ²⁾	43 (億ユーロ) 52 (百億円)	8.7 (億ポンド) 11 (百億円)	28 (億クローナ) ¹⁾ 3.1 (百億円)

1)業務処理費用を含まない場合。料金影響も同様。

2)換算レートは、120円/ユーロ、130円/ポンド、11円/クローナ(2009年1月時点)

調査報告 Y08011	キーワード：再生可能エネルギー、RPS制度、買取義務付け制度、欧州、費用転嫁規定
関連研究報告書	岡田・田頭「欧州での再生可能エネルギー発電設備の系統接続等に伴う費用負担の動向」電力中央研究所報告Y08019(2009)。
担当者	田頭 直人 (社会経済研究所 地域研究領域)
連絡先	(財)電力中央研究所 社会経済研究所 Tel. 03-3480-2111(代) E-mail : src-rr-ml@criepi.denken.or.jp